

3. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【許可更新】

- ① 猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設（おおぞら広場）（尼崎市）
- ② 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）
- ③ 天王宮児童遊園地（川西市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

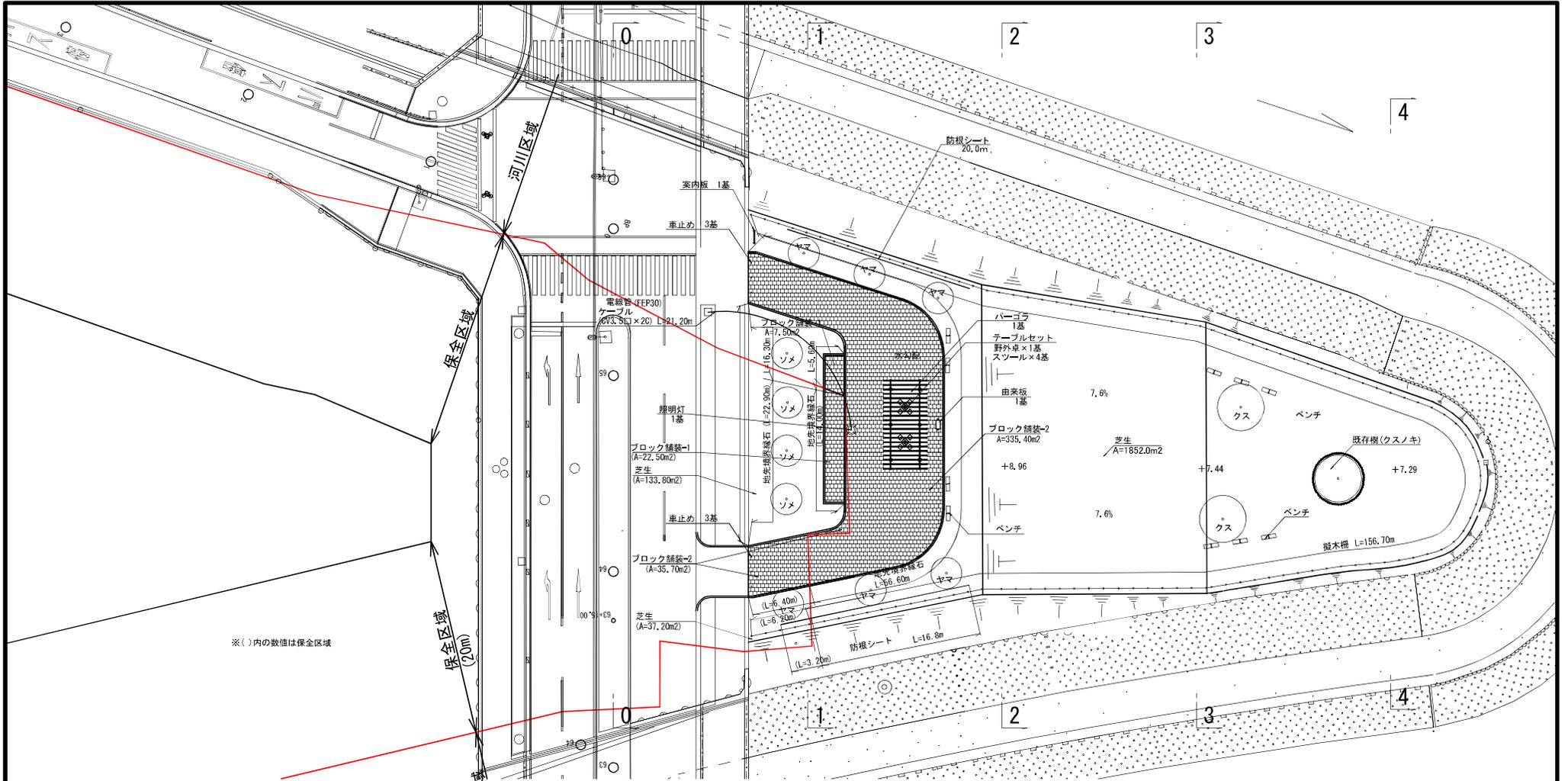
- ① 猪名川藻川自転車歩行者専用道路
休憩施設（おおぞら広場）（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 (おおぞら広場)		
2. 今回申請種別	報告案件		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 0.6km 付近～藻川左岸 0.0km 付近 目的：猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 占用面積：2416.00 m ² 工作物：別紙のとおり		
4. 許可の経緯	<当初許可> 平成18年11月15日 <前回更新許可> 令和3年11月9日 <許可期限> 令和8年9月30日		
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり	7. 保全利用 委員会による 参考意見	
	(施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8. 処理	

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



※()内の数値は保全区域

凡例

工事区分	工程 種別	記号	細別	規格	数量		単位	用途
					河川区域	保全区域		
施設整備	電気設備工	○	照明灯	H=4.8m	1	1	基	
	照明設備工	---	電線管	FEP30	21.20	21.20	m	
		---	ケーブル	DV3.5C×20	21.20	21.20	m	
園路広場整備工	コンクリート系園路工	□	ブロック舗装-1	L=60	7.50	22.50	30.00	m ²
		□	ブロック舗装-2	L=80	335.40	35.70	371.10	m ²
		■	地先境界緑石	150×150×600	78.50	43.30	121.80	m
サービスマン施設整備工	ベンチ	□	ベンチ	W1500×D420×H100	10	10	基	
	ベンチ・テーブル工	○	テーブルセット	野外用×1、スツール×4	2	2	基	
		○	由来板	W1243×D457×H1200	1	1	基	
	サイン設置工	—	案内板	W2300×D150×H2450	1	1	基	
管理施設整備工	柵工	—	柵木柵		156.70	6.20	162.90	m
	車止め工	○	車止め	可動式	3	3	6	基
建築施設工	■	バーゴラ	W4500×D2000×H2747	1	1	1	基	

凡例

工事区分	工程 種別	記号	細別	規格	数量		単位	用途	
					河川区域	保全区域			合計
植栽	常緑高木植栽	クス	クスノキ	H 6.0 C 0.70 W 2.5	2	2	本		
	落葉高木植栽	ヤマ	ヤマザクラ	3.5 0.15 1.0	5	1	6	本	
		ソメ	ソメイヨシノ	3.5 0.15 1.2	1	3	4	本	
	地被植栽		芝生		1852.00	171.00	2023.00	m ²	
緑画い保護工			防根シート		36.80	3.20	40.00	m	(河川側)



平成 年度 公共事業	工事(その)
(都)山手幹線	
尼崎市東園田町	
施設平面図	
縮尺 1:200	
兵庫 県	

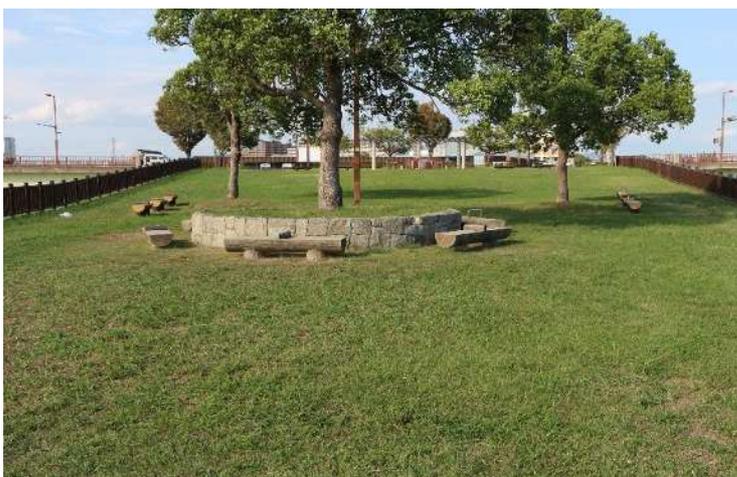
現況写真（R7年10月14日撮影）



①全景（西側入口付近より）



②全景（東側入口付近より）



③公園内の状況（下流側より）



④公園内の状況（上流側より）



⑤公園内の状況（パーゴラ付近）



⑥公園内の状況（ゴミの散乱）

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R3年度第1回)	許可時の市の回答 (R3年11月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	比較的良好に手入れされている。	—	引き続き、適正な維持管理に努めます。		
2	現状は外来種の草原となっているため、チガヤ草原等の管理目標を定めた方が良い。 (P12 写真③④)	外来種対策について検討します。	現時点で対応はできていませんが、今後外来種以外での草地緑化の検討を進めていきたいと考えています。		
3	自転車道の休憩施設としての利用者の利便性及び植生を管理する上で給水施設や藤棚の設置等についても検討されたい。 (P12 写真⑤)	上下水道の配管がないため、給水施設の設置は見送ります。また、パーゴラについては、植物以外で日よけする方法を検討します。	上下水道の配管がないため、給水施設の設置は見送ります。またパーゴラについては、植物以外で日よけする方法を検討中。		

【中間報告時新規意見】

番号	前回中間報告時の委員会の意見 (R6年度第1回委員会)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	現状はつる植物(クズ)が侵食し、外来種(セイバンモロコシ)の草原となっているため、チガヤ草原等の管理目標を定めた方が良い。 (P12 写真③④)	チガヤ等の在来草本の定着に向けた実験区画の準備や他都市のチガヤ(在来草本)導入実績のヒアリングなど、情報収集を行っています。		
2	自転車道の休憩施設として、藤棚の日よけ等についても検討されたい。 (P12 写真⑤)	上下水道の配管がないため、給水施設の設置は見送ります。またパーゴラについては、上部の構造も含め、日よけする方法を検討します。		
3	ごみが目立つので、適切な管理をお願いしたい。 (P12 写真⑥)	おおぞら広場の除草時、またその他現場付近に立ち寄った時におおぞら広場にごみがあれば撤去するよう心がけております。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図	 <p>第1号猪名川河川敷緑地</p>	現況写真	
現在の利用形態	園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 便益施設：ベンチ 8基 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ²		
占用面積	10,243.64 m ²	付帯施設等	特になし
許可の経緯	<当初許可> 昭和 52 年 8 月 26 日 <前回更新許可> 令和 3 年 10 月 28 日 <許可期限> 令和 8 年 12 月 31 日	利用者数・団体数	R7. 10. 29 10 : 00 頃 利用者 4 名 R7. 11. 6 10 : 30 頃 利用者 3 名 R7. 11. 20 15 : 00 頃 利用者 6 名
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 上流側は池田市域であり、下流側には国道 171 号の軍行橋と接しています。 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めるとしている。 みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。 		
その他特記事項			

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人の迷惑となる行為は禁止している。		
	(不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。		
	(維持管理計画) 公園管理者によって、年2回（6月、10月頃）の除草作業を実施する。		
利用状況	(利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。		
	(駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年2回（6月、10月頃）の除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) チガヤの保全啓発看板の設置など、河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 ・ 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 ・ 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カイツブリ・コサギ・オオバン・カワセミ・ササゴイ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 ・ 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンスッポンが確認されている。 ・ 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナミメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナミメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナミメダカ・ニホンウナギが確認されている。 ・ 底生動物では、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キイロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミヅドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 ・ 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトトンボ・アキアカネ・ムスジイトトンボが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・セイタカヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 ・ 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 ・ ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナミメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 ・ 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・フジバカマ(植物)の生育環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離:約 20m ・ 水際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした抽水植物帯から成る。 ・ 当該占用地から水際までは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 2～3m

番号	01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
----	-------	------	----	------	-----	----	------------

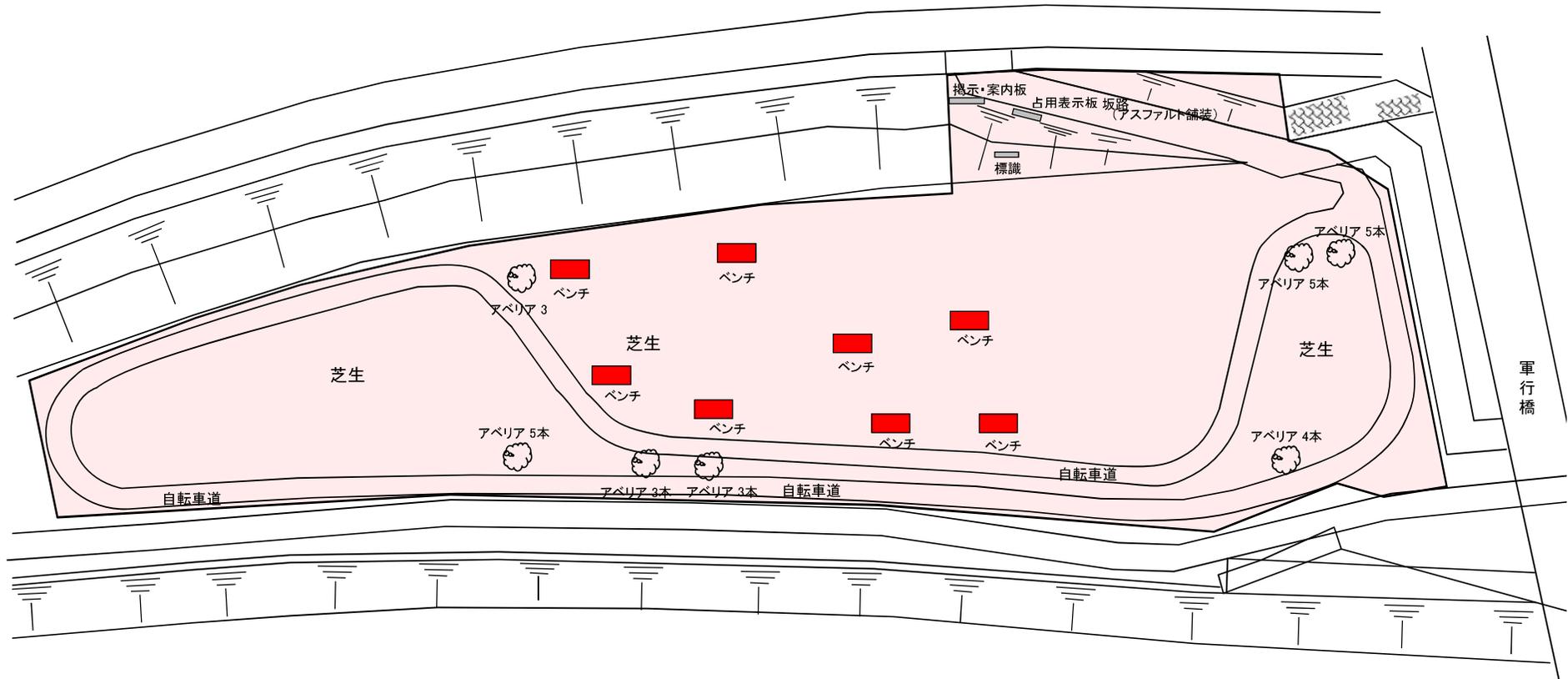
5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

平面図



占用区域

施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	m ²	
進入路	220	m ²	
アベリア	30	本	
芝生	8520	m ²	
占用表示板	1	基	
告示・案内板	1	基	
標識(危険防止立て札)	1	基	
ベンチ	8	基	

01010	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 8.0K 付近
-------	------	----	------	-----	----	------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真（R7年10月14日撮影）

（委員会事務局作成）



①全景(下流側より)



②全景(下流側より)



③全景(上流側より)



④公園内の状況



⑤河岸側の状況



⑥河岸側の状況



⑦チガヤ保全の看板の状況



⑧利用ルール of 看板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再生	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	河川として望ましい植生を検討する余地はある
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	○	一部に園路舗装があるが、大部分が草地であり連続性が確保されている。
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルトを使用している。	△	園路の舗装についてはさらなる工夫の余地がある
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	環境保全の啓発看板を設置したが、内容の再検討が必要。	△	利用ルールの看板の中で一般的な環境保全の啓発はしているが、生物・植生等の自然環境保全の啓発に関して工夫の余地がある。
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	啓発看板を設置し、環境保全の理解を深めることを検討中	×	公園管理としての除草以外には、特に河川愛護活動等の取り組みはされていない

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である。	△	川と触れ合う施設ではないが、河岸にアプローチできる場所にある。	
	利用者・ 利用ルール	利用状況の把握	C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	△	巡回時に利用者数を確認している。	△	巡回時に利用者を確認しているが、利用者数全体の把握としては十分ではない。
		利用上のルール	C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	緑地内への自転車・単車の乗り入れ禁止、ゴルフの禁止等、利用上のルールを定めている。	○	自動車等の乗り入れ禁止、ゴルフ禁止等のルールは定められている。
		利用者への明示	C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	利用ルール、注意事項の看板は設置されているが、設置場所は判りにくく、緊急時の連絡先も表示されていない
		公共性の担保	C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	独占的な利用はされていない。
		駐車場	利用方法や管理体制への配慮	C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 —: 駐車場はない	-	駐車場はない	-
	設置のための検討の有無		C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 —: 設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない	-	駐車場の計画はない。

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○	現地に事務所等はないが、巡回や利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	伊丹市により適宜巡回が実施され、利用者の通報等にも対応する体制がとられている	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○	施設は適正に管理されている	○	巡回や除草作業等適切に管理が実施されている。	
	不法占用	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占用物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○	現在、不法占用物件はない	○	不法占用物件はない。	

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R3年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R5年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	比較的良好に手入れされている。 クズの刈り残しがあったので、 適切な管理をお願いしたい。 (P22 写真①②③④)	クズの刈り残しがないよう適切な 維持管理を行っている。	クズの刈り残しがないよう適切な 維持管理を行っている。		
2	チガヤの取り組みについては看板 を設置する等により市民に伝 えることも考えて頂きたい。 (P22 写真⑦)	チガヤの取り組みについての看 板は設置を検討する。	「チガヤを保全しています」とい う内容の看板を設置している。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (R5年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	チガヤの保全対策を進めるととも に、植生管理(オカルガヤ・メカルガ ヤ等の貴重種の保全や、シナダレ スズメガヤ・セイバンモロコシ等の外 来種の除去)を適切に実施してい てほしい。 (P22 写真①②③④)	チガヤ及び貴重種の保全に努め、外来 種が広がらないよう植生管理に努めてい る。		
2	チガヤ保全の取り組みについての看 板は、生物多様性保全の観点から、 チガヤの大切さが市民に分かり易 い内容にしてほしい。 (P22 写真⑦)	チガヤ保全の看板を設置したが、もう少 し詳細な啓発看板の設置を検討してい る。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

③ 天王宮児童遊園地（川西市）

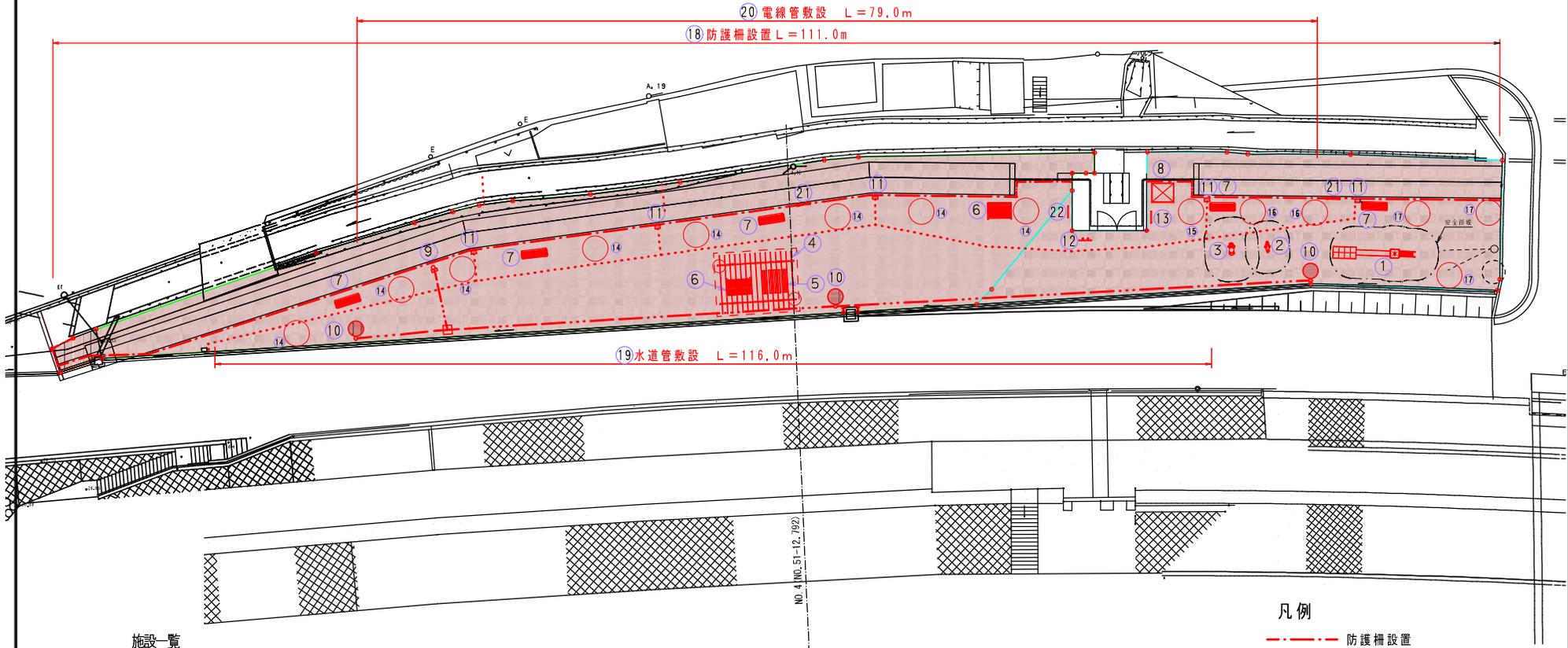
■ 報告案件用のカルテ

1.件名	天王宮児童遊園地		
2.今回申請種別	審議		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 11.4k+130m~11.6k-10m 目的：公園 占有面積：1,036.47 m ² (兵庫県側：691.05 m ² 、大阪府側：345.42 m ²) 工作物：すべり台、スウィング遊具、パーゴラ、ベンチ等		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和44年10月30日 <前回更新許可> 令和3年10月7日 <許可期限> 令和8年9月30日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	7.保全利用 委員会による 参考意見	
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

<補足> ・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み(1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

平面図



施設一覧

1	中一流型滑台	SL-66	1基	1 1	散水栓	5基	2 1	門扉設置	2基	
2	リングミニ (ひこうき)	LK-09	1基	1 2	圍名板 PCギ木製影案内板 (小)	GYB-CSS	1基	2 2	河川占用許可標識 NS-1190	1基
3	リング (パンダ)	SR-0248A	1基	1 3	標示板	NS-1190	1基	2 3		
4	パーゴラ (4.5×6.0m)	2250	1基	1 4	樹木 桜 エド*ヒカ`ン		8本	2 4		
5	野外卓	ET-09	1基	1 5	樹木 桜 シタ`レサクラ		1本	2 5		
6	背のばしベンチ	HR-12	2基	1 6	樹木 梅 シタ`レウメ (赤・白)		2本	2 6		
7	ベンチK型 (1.8mアーム付)	BK-1100 1772	5基	1 7	樹木 イロハモミジ		3本	2 7		
8	収納庫		1基	1 8	防護柵設置	h=1.8m	111.0m			
9	引込柱 (公園灯)	XDKM0163 DDB1313A BPD2001	1基	1 9	水道管敷設	φ20mm	116.0m			
10	公園灯	YEV42873 YD4509HN	3基	2 0	電線管敷設	φ30mm	79.0m			

凡例

- 防護柵設置
- 水道管敷設
- 電線管敷設

公園名	天王宮児童遊園地		
図面名	平面図		
縮尺	1:300	図面番号	業之内
設計年月	平成	年	月
公園緑地課			

現況写真（R7年10月14日撮影）



①公園内全景（上流側より）



②公園内全景（下流側より）



③樹木の状況（上流側）



④エドヒガン紹介の看板の状況



⑤パーゴラの状況



⑥堤内地側の状況

取組状況報告書 天王宮児童遊園地(川西市) 【許可更新時】

【前回審議されたときの意見】

	更新時委員会の意見 (R3年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R6年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	比較的良好に手入れされている。	—	引き続き、地元自治会とも協力をし、適正な維持管理に努めます。		
2	エドヒガンは猪名川の特徴的な樹種であり、名前や由来を記載したプレートを設置してそのことをもっと市民に伝えていただきたい。(P30 写真④)	エドヒガンについて周知を検討しております。別紙の文章案についてお意見願います。	本市が希少なエドヒガンの群生地であることを市民の方へ広く周知することができるよう、服部先生より内容についてご意見をいただき、現地フェンス2箇所にラミネートを掲示いたしました。		
3	シダレウメやエドヒガンの中には弱っている個体もあるので、引き続き適切な管理をお願いしたい。(P30 写真③)	シダレウメやエドヒガンについて、今後も継続して維持管理に努めます。	シダレウメやエドヒガンについて、今後も継続して維持管理に努めます。		

【中間報告時の新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (R6年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回現地調査での意見	今回委員会の意見
1	エドヒガンや藤棚の管理、清掃がきちんとされている。	引き続き、適正な維持管理に努めます。		
2	エドヒガンは猪名川の誇る特徴的な樹種であり、そのことを市民に伝えられるようなプレートを設置して頂きたい。(P30 写真④)	本市が希少なエドヒガンの群生地であることを市民の方へ広く周知することができるよう、服部先生より内容についてご意見をいただき、現地フェンス2箇所にラミネートを掲示いたしました。		